

# 大学における学生相談体制の充実方策について

―「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」―（要旨）

独立行政法人日本学生支援機構学生生活部

## 第一章 基本的考え方

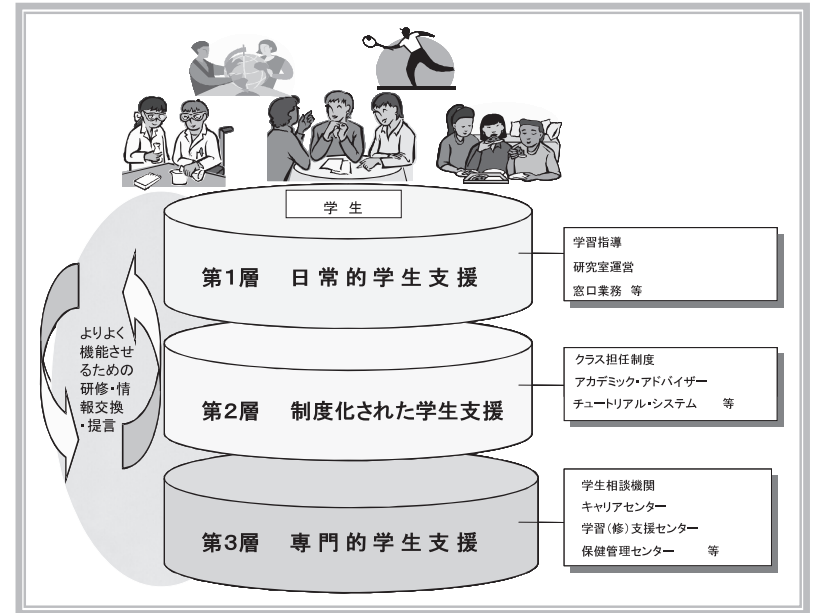
### 一 教育の一環としての学生支援・学生相談

- ・学生相談とは…学生が「ニーズを感じた時点」で、「個別相談」を中心とする丁寧なコミュニケーションを通じて、「全人的に」育てていく機能を有するもの
- ・「学生相談の機能を学生の人間形成を促すものとして捉え直し、大学教育の一環として位置づける必要がある」（廣中レポート）

### 二 学生の個別ニーズに対応した学生支援

- (一) 学生の多様化と大学全体の学生支援力の強化
  - ・学生の個別性と多様性に配慮しつつ、教育的・成長促進的視点に立った的確な支援
  - ・大学全体の学生支援力の強化
- (二) 学生期の課題に応じた学生支援
  - ・入学前後の大きな環境変化に緩やかに移行するよう、きめ細やかな個別支援や導入教育
  - ・インターンシップやボランティア等社会的経験を組み入れた多様な模索を可能にする支援
  - ・卒業に向けて進路決定の具体化と体験を統合する機会  
の提供
  - ・大学院生に対する研究環境への再適応や就職支援等の

図1 学生支援の3階層モデル



社会性形成に向けた個別支援

三 「学生支援の三階層モデル」による総合的な学生支援体制

- ・ 本報告書における標記
- 「学生相談」…カウンセラーによる心理的・専門的援助活動
- 「学生支援」…教育及び支援活動における相談機能全般

(二) 学生支援の三階層モデル(図1)

- (三) 「学生支援の三階層モデル」の留意点
- ・ 各階層間での交流及び連携・協働
- ・ 各大学の個性・特色を活かした体制づくり

第二章 総合的な学生支援体制の整備

一 学生支援体制を統括する機能

「学生支援の三階層モデル」が実効あるものとなる

ために、学生支援体制を統括する機能を大学が有することが重要

- (例) 学生支援全般について審議・検討する審議会や委員会等の設置
- 代表責任者に理事や副学長といった全学的な政策決定に直接関与できる者が就任

二 「日常的な学生支援(第一層)」―日常的な個別ニーズの把握と対応―

- (一) 教職員に求められる基本姿勢と対応
- ・ 全ての教職員・学生の発達の課題や今日状況への理解、支援的な姿勢
- ・ 教員・学生と双方向のコミュニケーションを取りやすくする工夫等
- ・ 事務系職員…温かく誠意ある対応等、学生が安心感や信頼感を持てるよう努める
- (二) 支援が必要な学生に対しての姿勢
- ・ 日々の教育・指導や窓口対応等で、深刻な問題を抱える学生の存在を把握した場合は、学生相談機関をはじめとする必要部署と相談・連携し支援の方途を検討す

三 「制度化された学生支援(第二層)」―個別ニーズに 대응する役割・場の工夫―

- (一) 教員が担う役割・場の工夫
- ・ 学生が質問や相談を持ちかけやすい体制づくり
- ・ クラス担任制度、アカデミック・アドバイザー、チューリアル・システム 等
- (二) 事務系職員が担う役割・場の工夫
- ・ 学生の個別ニーズに応える体制づくり
- ・ 何でも相談窓口(員)の配置、関連窓口の集中配置、カウンターの工夫 等
- (三) 学生の相互援助力の活性化
- ・ 学生相互の自然な助け合いが生じやすいよう、相互援助力を活性化させる試み

ティーチング・アシスタント、ピア・サポート、オリエンテーションでの交流 等

四 「専門的學生支援（第三層）」―個別ニーズに応える専門性の分化と深化―

- (一) 専門的學生支援機関の必要性
  - 第一層・第二層のみでは対応できない学生の個別ニーズへの、教育的・専門的支援
- (二) 専門的學生支援機関における連携・協働
  - ・対応困難な問題が生じた際に、学内外の連携・協働の核として問題解決に取り組む
  - ・専門性を基にした研修やコンサルテーションによって、第一層・第二層を支える役割
- (三) 種々の専門的學生支援機関
  - (1) 學生相談（カウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育的支援）
  - (2) 修学相談（修学・学習に関する問題は適応状況や心理状態と密接に関連）
  - (3) 進路・就職相談（生き方の教育であり内的成熟の促進や性格等の吟味等に関し連携）

- (4) ハラスメント相談（調査や処遇決定は學生相談とは異なる相談ルートが必須）
  - (5) メンタルヘルス相談（カウンセリングと並行して医療的なケアが必要な場合の連携）
  - (6) 留學生支援・相談（異文化適応等の問題や留学する際の事前説明・心の準備等）
- ↓ 基幹となる學生相談と各専門機能との連携・協働を各大学の事情に応じて構築する必要
- 【図2-1】學生支援機能の対象と対応【報告書一八頁】
- 第三章 學生相談体制のあり方―學生相談機関・専門家の充実―

#### 一 學生相談機関の設置

- (一) 學生相談機関の使命
  - ・學生の悩みや困難に対し、カウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育的支援を行い、學生の心理社会的成長・発達・回復を促進すること
  - ・相談活動を通して見えてくる課題について、大学構成員と共有し、大学へ提案・提言

- (二) 全学共通基盤としての位置づけ
  - すべての學生を対象としており、専任の教職員を配置した安定した位置づけを
- (三) 學生相談機関の運営
  - ・運営の責任者は、関連機関との連携・協働が必要なため、學生相談に通曉した者
  - ・學生相談機関は、學生・教職員の懲罰や成績評価を決定する機関から中立性を保つ必要
- (四) 學生相談機関の倫理
  - ・プライバシーの保護と個人情報保護法の遵守
  - ・情報の開示に関して負う役割の特殊性について大学が認識し周知を図る必要
- (五) 學生相談機関の施設
  - ・専有スペースの保持、安心して相談に集中できる環境、學生が訪れやすい環境

#### 二 學生相談機関の役割・活動（業務）

- (一) 學生相談機関の役割
  - 「個別の心理的援助」「心理教育的役割」「予防・啓発・提言の役割」「危機管理活動への貢献」

- (二) 大学における活動（業務）
  - ・多様な活動を「援助活動」「教育活動」「コミュニティ活動」「実践研究活動」の四つに分類
  - 【表3-1】學生相談活動（業務）の種類【報告書二二頁】

#### 三 カウンセラー等の充実

- (一) カウンセラーの位置づけ
  - ・教育機能を担うことや学内ネットワーク構築のため、常勤かつ教員であることが望ましい
- (二) カウンセラーの配置数
  - 一〇％の来談率（相談に訪れる學生数／全學生数）に対応できるよう、最低限カウンセラー一人／學生三、〇〇〇人の配置を目指し努力すべき
- (三) カウンセラーの資格
  - ・心理臨床や大学教育に関し、しかるべき研修と経験を有する者が配置される必要
- (四) カウンセラーの時間配分
  - ・多様な活動を展開しかつ新規相談に即応すべく、面接の割合は勤務時間の六五％程度が妥当

四 学生相談機関からの情報発信

- (一) 情報発信の必要性  
「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の連携・協働に向けて情報発信は不可欠
- (二) 情報発信のための研究  
学生相談機関が得た知見の蓄積を「研究」という形で一般化・共有化して大学教育へ還元
- (三) 情報発信の機会  
実情報告や委員会等への提言による定期的・継続的な情報発信の機会の整備

五 学生支援・学生相談の日米比較

日本と米国における学生支援・学生相談の現状と課題の比較（人的配置や予算に大きな差異）

【表3-2】学生支援・学生相談の日米比較【報告書二 四―二五頁】

第四章 ネットワークづくりと研修体制―学生支援の連携・協働―

一 諸課題へのネットワークによる対応と留意点―三階層での支援と連携・協働―

- (一) 学業不振・不登校学生への支援  
[第一層] 早期の個別対応に結びつける姿勢、学生の居場所の提供 等
- [第二層] 不登校傾向の学生の把握・面談・連絡 等
- [第三層] 保護者、教員、カウンセラー間での継続的な連絡・支援
- (二) 自殺をめぐる問題

- [第一層] メンタルヘルスに関する基礎的な知識の習得 等
- [第二層] 教職員・関連部署との情報の共有及び対応の検討
- [第三層] 学生及び関係者双方の援助、学内外の医療機関とのネットワークの構築

(三) 事件性のある諸問題

- [第一層] 日常の交流の中でのモラル教育、予防のための啓発活動 等
  - [第二層] 学内外の専門家の助言を参考にしつつ、危機管理マニュアルの整備
  - [第三層] 関係者への心理的援助・助言、危機対応の研修・実践、ネットワークづくり 等
- (四) 障害のある学生への支援
- [第一層] 障害に関する基本的な知識の習得 等
  - [第二層] 本人のニーズ把握と支援方策への反映 等
  - [第三層] カウンセラーによる障害の受容などの心理的支援、連携体制を作る活動 等

三 研修体制の充実

- (一) 大学教職員のスキルの向上  
・ 大学としての課題及び教職員の個別ニーズに対応した研修機会の提供  
・ 研修費用や研修時間の保証等による研修体制整備、研修を活かした活動実績の肯定的評価
- (二) 研修の実施形態  
・ 各大学の状況に即した学内研修及び他大学等の教職員と交流する学外研修の併用  
・ 知識伝達型、体験学習・実習、宿泊型等の研修内容に適した形態の工夫

二 連携・協働のための留意点―守秘義務について―

- ・ 日常の学生支援や相談窓口等で得られた学生の個人情報への配慮及び関係諸法規の遵守
- ・ 学生の情報を危機対応や教育・指導の目的で共有する場合のマニュアル等の整備
- ・ インフォームドコンセントについての検討及び対応の必要性

(三) 日常的なネットワークによる相互研鑽

学生対応の具体的な事例や実際の仕事を通じた訓練、日常的な協働体制に基づく相互の研鑽

参考資料

- 一 事例紹介（日本の大学・七校の事例、欧米の大学・概説及び二校の事例）
- 二 「認証評価機関」の評価基準等

三 「学生支援情報データベース」における「学生相談」  
関連項目―「大学等における学生生活支援の実態調査」  
調査報告（抜粋）―

大学における学生相談体制の整備に資する調査研究会委員

（「〇」はワーキング・グループのメンバー）

座長 〇苦米地 憲昭（国際基督教大学教授）

副座長 〇齋藤 憲司（東京工業大学助教授）

〇大島 啓利（広島修道大学学生相談室カウン  
セラー）

セラ―）

大森 拓哉（多摩大学助教授）

高石 恭子（甲南大学教授）

田中 健夫（九州大学助教授）

鶴田 和美（名古屋大学教授）

福田 真也（東海大学助教授）

〇福盛 英明（九州大学助教授）

堀 正士（筑波大学助教授）

〇山中 淑江（立教大学学生相談所カウンセラー）

〇吉武 清實（東北大学教授）

大膳 司（機構客員研究員、広島大学教授）

富江 伸治（機構客員研究員、筑波大学名誉

教授）

平野 俊彦（機構学生生活部学生生活計画課

長）

（敬称略、所属・職名は平成一九年三月末のもの）